

災害時要援護者の支援について

防災対策本部 本部長 北川 幸子

1. 和光市のスタンスと制度

平成16年に発生した台風や豪雨災害では、自力では迅速な避難行動をとることが困難な災害時要援護者に対する避難支援対策が防災上の課題として認識され、平成17年～19年にかけて「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」とその手引きとなる「災害時要援護者対策の進め方について」が、内閣府から示されました。これを受けて和光市では、「地域で協力しあいながら災害時要援護者を支援しよう」を目的として、下記の対象者から、申請・登録があった人の台帳(名簿)を作成し、各自治会や自主防災組織に対して情報の提供がありました。

【和光市災害時要援護者登録制度の対象者】(申請は対象者の自由意思による)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ① 高齢者(75歳以上)の人 | ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の人 |
| ② 要介護2以上の人 | ⑥ 難病患者(埼玉県指定)の人 |
| ③ 身体障害者手帳2級以上の人 | ⑦ 上記のほか、和光市長が特に必要があると認めた人 |
| ④ 療育手帳、AまたはBの人 | |

2. シーアイハイツ和光としての対応

(1) 「シーアイハイツ和光における災害時要援護者台帳(名簿)取扱い基準」を策定

台帳の写しの提供を受けるに当たっては、和光市災害時要援護者登録制度実施要綱に基づき取扱い基準を策定し、この基準に則って運用していくこととしました。

(2) 要援護者台帳(名簿)の授受

和光市より、平成24年3月に防災対策本部長(理事長)が自治会長立会いの下、棟別に作成された台帳の写しを受領し、カギのかかる保管庫に保管しています。

(3) 棟別名簿の閲覧

第1回防災対策本部会議(平成24年4月28日)において、「シーアイハイツ和光の取扱い基準」にしたがって、各棟消防班長(棟委員長)に当該棟の台帳の写しを閲覧し、必要な事項のみを書きとめていただきました。

(4) 棟別の運用について

各棟における対応は、棟委員長・棟役員等が台帳(名簿)写しの必要事項を基に、棟独自の方法により「災害時に避難行動の支援を必要とする方の把握」をし、災害時の情報伝達、安否確認および避難時の支援体制を整えることとしました。

(5) 防災対策本部の活動

上記の状況を受けて、平成24年度秋に実施される消防・防災訓練には、新たに避難時の支援対策として、情報伝達、安否確認、避難支援の実施や救護テントの設置などの試みを、防災対策本部として一歩ずつ進めることを考えております。皆さまの積極的な参加、ご協力・ご援助・ご助言をお願いいたします。